

志布志市くらし応援志券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に対し、志布志市くらし応援志券（以下「くらし応援志券」という。）を贈呈することにより、物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担を軽減するとともに、地域の消費を喚起及び下支えすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定取引 くらし応援志券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

(2) くらし応援志券取扱店 市内において特定取引を行い、受け取ったくらし応援志券の換金を請求することができる事業者として登録されたものをいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、令和8年1月1日時点で本市に住民登録している者（以下「対象者」という。）とする。

(くらし応援志券の贈呈等)

第4条 市長は、この要綱の定めるところにより、くらし応援志券取扱店で使用可能なくらし応援志券を予算の範囲内で対象者に贈呈する。

2 くらし応援志券の数量は、対象者1人につき、1,000円券10枚とする。

(贈呈の方法)

第5条 くらし応援志券は、世帯ごとに郵送で贈呈するものとする。

(くらし応援志券の使用範囲等)

第6条 くらし応援志券は、くらし応援志券取扱店との特定取引においてのみ使用することができる。

2 くらし応援志券の使用期限は、令和8年12月31日までとする。

3 特定取引に使用されたくらし応援志券の券面金額の合計額が特定取引の対価を超えるときは、くらし応援志券取扱店からの当該超えた額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

(くらし応援志券取扱店の登録等)

第7条 くらし応援志券取扱店として登録することができるものは、志布志市

くらし応援志券取扱店とする。

- 2 前項の規定に該当するものがくらし応援志券取扱店への登録をしようとするときは、取扱店登録申請書兼振込口座届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（くらし応援志券取扱店の責務）

第8条 くらし応援志券取扱店は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 特定取引においてくらし応援志券の受取を拒む行為
- (2) くらし応援志券を交換し、譲渡し、又は売買する行為
- (3) 未使用のくらし応援志券を換金する行為
- (4) その他市長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為

（くらし応援志券の換金手続）

第9条 くらし応援志券取扱店は、特定取引が行われたときは、令和9年1月15日までに志布志市くらし応援志券換金請求書（様式第2号）に特定取引で受け取ったくらし応援志券を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、くらし応援志券取扱店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。
- 3 前項の金銭の支払は、くらし応援志券取扱店が指定する預金口座に振り込む方法による。
- 4 市長は、偽りその他不正の手段により換金を受けたものがあるときは、そのものに対して換金した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、志布志市くらし応援志券発行事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年1月16日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和9年2月28日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条関係)

「くらし応援志券」取扱店登録申請書兼振込口座届出書

令和 年 月 日

志布志市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

くらし応援志券発行事業実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおりくらし応援志券取扱店への登録を申請し、口座を届け出ます。くらし応援志券発行事業実施要綱第8条第1項に規定するくらし応援志券取扱店の責務を遵守することを誓約します。

1 「くらし応援志券」取扱店登録申請書

以下のいずれかにチェックしてください。

- 「志布志市プレミアム商品券」取扱店と同じです。
- 「志布志市プレミアム商品券」取扱店とは違う店舗です。
⇒追加・削除の場合は、以下にご記入ください。

追加・削除	店舗名	所在地
<input checked="" type="checkbox"/> 追加・削除	しぶし商店	志布志市有明町野井倉1756
<input type="checkbox"/> 追加・削除		
<input type="checkbox"/> 追加・削除		
<input type="checkbox"/> 追加・削除		

※申請者と屋号が違う場合や店舗が複数ある場合は必ずご記入ください。

※換金の際の請求者と申請者は同一となりますので、名称、代表者氏名は注意してご記入ください。(印鑑も同じものになります。)

2 口座登録届出書

以下のいずれかにチェックしてください。

- 「志布志市プレミアム商品券」と同じ口座です。
- 「志布志市プレミアム商品券」とは違う口座です。
⇒新たに登録する場合は、以下に記入ください。

金融機関名	支店名	口座の種類	口座番号
フリガナ 口座名義			
フリガナ			

様式第2号（第9条関係）

「志布志市くらし応援志券」換金請求書

年 月 日

志布志市長 様

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

— —

(押印不要)

※発行責任者氏名 ()
発行担当者氏名 ()
連絡先電話番号 ()

※「発行責任者」とは、請求書発行の責任を有する方です。

※「発行担当者」とは、本件に関する事務を担当する方です。

志布志市くらし応援志券発行事業実施要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

「志布志市くらし応援志券」

【換金枚数及び請求金額】

		換金枚数	換金請求金額
くらし応援志券		枚	円
内訳	一般商店専用券	枚	円
	大型店・ 一般店舗共通券	枚	円

商工会記入欄

受付日	年 月 日	取扱者印	
-----	-------	------	--

※太枠内のみご記入ください。